

政策レビュー「水資源政策—水資源計画の在り方—」 (骨子案)

第1章 評価の枠組

1. 評価の目的、必要性

健全な水循環系に立脚した持続的発展が可能な社会を構築するためには、水資源政策は長期的かつ総合的な観点から計画的に推進することが必要である。このような視点を踏まえて、これまでの我が国の水資源政策に関して、水資源計画の在り方を中心に検証するとともに現在の課題を整理し、今後の対応方向を見出すべく、評価を実施する。

2. 評価の対象政策

水資源部が所掌する水資源計画を中心とする水資源政策。

3. 評価の視点

これまで、需要に対する水供給の確保等の水資源政策の目的が達成されてきたか。都市化、高齢化、人口減少、気候変動等の状況の変化に伴い対応すべき点はないか。

4. 評価の手法

各種データを収集し分析するほか、水文・水資源、河川、法律、環境、地方行政、マスコミ、国際関係の学識経験者等からなる「水資源政策の政策評価に関する検討委員会」を設置して検討を進め、これらの知見を活用して、水資源政策の効果、課題を明らかにし、今後の在り方を提示する。

第2章 政策の概要

1. 水資源政策を取り巻く状況の推移

(1) 戦後復興期（1945年～1955年）

国土保全、食糧増産、工業生産拡大、電源開発などが喫緊の課題。

(2) 高度成長期（1955年～1973年）

水需要急増対応の開発を促進する一方、水質保全、地盤沈下等新たな課題の発生。

(3) 安定成長期（1973年～1990年）

都市生活用水の需要増大への対応、湯水対策等が課題。

(4) バブル経済期以降（1990年～）

国民の意識多様化、気候・降雨特性の変動、社会経済変化への対応が新たな

な課題。

2. 水資源政策の概要

(1) 水資源政策について

① 水行政に関する各省の役割

各省設置法に規定された所掌事務

② 水資源部の業務内容

i 指定水系における水需給計画の策定

ii 長期の水需給を含む総合計画の策定

iii その他

- ・健全な水循環系の構築
- ・地下水の適正利用と保全
- ・雑用水利用の推進
- ・気候変動に伴う水資源への影響調査
- ・水資源に関する広報・普及・啓発（水の週間行事等）
- ・水源地域対策の推進
- ・水資源分野における国際的動向への対応

(2) 水資源計画

① 水資源開発基本計画（フルプラン）

i 水促法の制定の経緯

ii 計画の内容

- ・水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
- ・目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- ・その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

iii 策定手続

iv 策定状況

水系ごとの計画の変遷、現計画の内容等

② 全国総合水資源計画（ウォータープラン）

i 作成の経緯

ii 策定状況、計画の内容

長期水需給計画、ウォータープラン 2000、ウォータープラン 21 の内容等

第3章 政策の評価

1. 水資源政策の効果

水資源計画を通じた水資源政策の効果を検証する。

(1) 水資源開発基本計画（フルプラン）

- ・ 指定7水系について、中期的な水需給計画を策定・公表。
- ・ 計画に基づく水資源の総合的な開発及び用途間の転用等による水利用の合理化の促進により、供給ストックの増大、需給ギャップの縮小、地盤沈下の沈静化。

(2) 全国総合水資源計画（ウォータープラン）

- ・ 全国的、長期的な水需給見通しを策定・公表。
- ・ 水資源の全般的課題と対応指針を提示。
- ・ 地域における計画的な水資源政策の推進に寄与。
- ・ 健全な水循環系の構築に向けた施策の推進に寄与。
 - － 健全な水循環系の構築に向けた関係省庁の連絡会議の設置。
 - － ガイドラインの策定。
 - － 地域における計画の策定。

2. 水資源政策の課題

- ・ 水資源開発基本計画（フルプラン）については、平成14年度より水資源開発基本計画7水系・6計画の全部改訂に着手も、4水系・3計画が未改訂。
- ・ 安全度は水系一律が原則とされ、個々の利水者が自らの需要特性を踏まえて安全度の向上を図ることは困難な面が。
- ・ 利水者からは実績取水量をベースにした渇水調整では投資を反映した受益が享受できないとの意見。
- ・ 名目的に需給バランスが取れたとしても、取水制限等はかなりの頻度で発生。
- ・ 降雨特性の変化等を背景とした水供給の実力低下、気候変動により一層加速する恐れも。また既定計画規模以上の渇水の恐れも増大。水利用の合理化、生活様式の変化等により給水制限時の影響は増大。
- ・ 人口減少、投資余力の減少、ダム適地の制約等を踏まえ、水源施設、送配水施設の既存ストックを最大限有効活用した施設整備と管理が必要。

- ・健全な水循環系の構築に関する啓発の不足、地域住民の参画の推進、地域の取組みに対する支援。
- ・河川環境、地域水環境の保全・回復・創造のために必要な水の確保。
- ・地下水の適正な利用と保全。
- ・水源地域の森林の荒廃等への対応。
- ・国際的な水問題への対応。

第4章 政策への反映の方向

1. 水需給の安定性の確保

(1) 利水安全度等の情報提供の充実

利水者が中・長期的な視点で自らの水資源確保について幅広い選択が可能となるよう、最新の流況を踏まえた利水安全度や水資源開発の見通し等の情報提供について一層の強化、充実を図る。

(2) 投資を反映し、自発的な節水行動を促す渇水調整への取り組み

地域ごとのこれまでの考え方を踏まえつつ、利水者ごとの容量に応じたダム運用の導入等により投資を反映した渇水調整への転換について検討する。この方式の下では、個別利水者等の節水行動が自らの持続性に直結するので自発的な節水を促す効果がある。

(3) 渇水に対する備え

気候変動や降雨特性の変化、社会経済情勢等を検討の上、既存ストックを最大限に活用しながら、地域の意向を踏まえつつ、低下している安全度の回復を図るとともに、危機管理の観点から異常渇水対策を推進することにより更なる安全度の向上を図る。

(4) 適正な施設管理等の推進

堆砂による機能低下や施設の耐用年数等を踏まえ、水源施設とともに送配水施設を含めた水利システム全体について適正な更新整備・保全管理の推進を図る。

2. 健全な水循環系の構築

(1) 国等に蓄積された知見の活用等

地域における健全な水循環系の構築に向けた取組みが一層推進されるよう支援策等について検討する。

(2) 環境用水の確保

既存ストックの有効活用を図りつつ、地域で合意された計画に基づき環境用水を確保し、河川環境及び地域の水環境の保全・回復・創造を図る。

(3) 地下水の適正利用と保全

地下水資源の実態を把握するための調査を充実しつつ、健全な水循環系の構築の観点から地下水利用の適正化及び保全を図る。

(4) 水源地域の森林等の保全

涵養機能の保全等の観点から、水源地域の森林等の保全を図る。

3. 水の国際問題への対応

(12月15日の委員会での議論を踏まえて整理)